

# 千葉県の監査

—令和6年度版—

千葉県監査委員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については令和6年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については令和5年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査についてはおおむね令和6年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

# 千葉県の監査－令和6年度版－ 目次

## 第1 監査等の概要

1 基本的考え方	1
2 監査等の対象	1
3 監査の区分及び基準について	2

## 第2 監査等の結果

I 定期監査	3
II 財政的援助団体等監査	8
III 決算審査	10
IV 例月出納検査	20
V 基金運用状況審査	21
VI 健全化判断比率等審査	22
VII 内部統制評価報告書審査	24
VIII 住民監査請求	27
IX 外部監査	28

## 【資料】

1 監査委員	29
2 令和6年度監査計画	30

(計画期間：令和6年9月～令和7年8月)

# 第1 監査等の概要

## 1 基本的考え方

千葉県監査委員監査基準に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査を行うものとする。

監査を効率的かつ効果的に行うため、事務事業のリスクの内容及び程度を踏まえた上で重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備及び運用の取組状況・取組結果を踏まえて監査を行うものとする。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、わかりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

## 2 監査等の対象

(1) 令和6年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は、次のとおりである。

区分	内 容	監査対象等
定期監査	対象期間は原則として令和6年度とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行を対象に監査を実施した。	県の本庁、出先機関（各種委員会等を含む）の全て、令和6年4月1日現在の489機関
財政的援助団体等監査	対象期間は原則として令和5年度とし、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施した。 出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。	県の出資率が25%以上の出資法人、県の補助金が3億円以上の私立高等学校、県の補助金が5千万円以上の団体及び指定管理料が5千万円以上の指定管理者、88団体のうち53団体
決算審査	決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施した。	普通会計決算、公営企業会計決算
例月出納検査	各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として検査を実施した。	普通会計、公営企業会計、基金における現金及び預金の出納
基金運用状況審査	令和6年度における基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施した。	土地開発基金、美術品等取得基金
健全化判断比率等審査	令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として審査を実施した。	普通会計決算、公営企業会計決算

区分	内 容	監査対象等
内部統制評価報告書審査	知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施した。	財務に関する事務

(2) (1) を除く監査委員が実施した監査、検査、審査その他の行為については、次のとおりである。

区分	内 容	監査対象等
住民監査請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて監査を行った。	請求件数：4件 (うち監査実施件数：0件)

### 3 監査の区分及び基準について

2 (1) に係る監査等の結果は、次の区分及び基準に従い処理を行っている。

#### (1) 区分

	監 査	検 査	審 査
区分	指摘事項	指摘事項	改善すべき事項
	注意事項	注意事項	留意すべき事項
	指導事項		

#### (2) 基準

##### ア 指摘事項

- (ア) 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合
- (イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合
- (ウ) 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合

##### イ 注意事項

- (ア) 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合
- (イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合
- (ウ) 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合

##### ウ 指導事項

- (ア) 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合
- (イ) 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

## 第2 監査等の結果

### I 定期監査

#### 1 監査の実施状況

(1) 令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業を対象として、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

また、監査を効果的に実施するため、令和6年度は、普通会計及び公営企業会計とともに、以下の事項を重点監査事項とした。

##### ア 重点監査事項

(ア) 適正な財務事務の執行について

- ・収入未済について
- ・工事の執行について
- ・契約事務について
- ・財産について

(イ) 内部統制について

(2) 監査の実施時期

令和6年9月から令和7年8月

(3) 監査対象は令和6年度会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、令和6年4月1日現在の489機関中489機関とした。

区分	監査計画数	監査実施機関数		
		実地監査	書面監査	計
普通会計	本 庁	113	113	—
	出先機関	337	68	269
	計	450	181	269
企公営企業会計	本 庁	14	14	—
	出先機関	25	10	15
	計	39	24	15
合計	本 庁	127	127	—
	出先機関	362	78	284
	計	489	205	284

## 2 指摘事項等の件数

区分		監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
			指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	本 庁	113	6	16	22	0
	出先機関	337	18	48	147	2
	計	450	24	64	169	2
公営企業会計	本 庁	14	0	0	4	1
	出先機関	25	4	8	13	0
	計	39	4	8	17	1
合 計	本 庁	127	6	16	26	1
	出先機関	362	22	56	160	2
	計	489	28	72	186	3

## 3 指摘事項等の概要

### (1) 指摘事項

(普通会計) 24件

番号	項目	件数
1	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	8
2	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	7
3	財産の管理について、適正な事務手続を求めたもの	2
4	生活保護費に係る不適正な事務処理について、再発防止を求めたもの	1
5	授業料及び就学支援金に係る不適正な経理処理について、再発防止を求めたもの	1
6	郵便切手に係る不適正な事務処理について、再発防止を求めたもの	1
7	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
8	補助金の受け入れ漏れについて、再発防止を求めたもの	1
9	個人事業税の課税事務誤りについて、再発防止を求めたもの	1
10	入札情報の漏えいについて、再発防止の継続的な取組を求めたもの	1

(公営企業会計) 4件

番号	項目	件数
1	財産管理について、適正な事務手続を求めたもの	3
2	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	1

### (2) 注意事項

(普通会計) 64件

番号	項目	件数
1	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	15
2	収入未済の解消を求めたもの	11
3	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	10
4	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	8
5	補助事業等について、適正な事務手続を求めたもの	6
6	個人事業税等の課税誤りについて、再発防止を求めたもの	3
7	工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの	3
8	事務誤りによる県の損害の発生について、再発防止を求めたもの	2
9	個人情報の不適正な取扱いについて、再発防止を求めたもの	2
10	法人事業税の還付手続について、適正な事務手続を求めたもの	1
11	前渡資金について、適正な事務手続を求めたもの	1
12	不十分な施工管理による施工不備の発生について、再発防止を求めたもの	1
13	不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの	1

(公営企業会計) 8件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	3
2	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	2
3	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
4	前渡資金について、適正な事務手続を求めたもの	1
5	財産管理について、適正な事務手続を求めたもの	1

### (3) 指導事項

(普通会計) 169件

番号	項目	件数
1	収入事務に係るもの	34
2	収入未済に係るもの	34
3	財産の管理に係るもの	22
4	支払の時期に係るもの	21
5	個人情報の管理に係るもの	18
6	調定の時期に係るもの	15
7	契約事務に係るもの	8
8	予算科目に係るもの	7
9	支出事務に係るもの	4
10	事務手續に係るもの	2

1 1	物品の調達に係るもの	2
1 2	生徒の成績処理に係るもの	1
1 3	債権管理に係るもの	1

(公営企業会計) 17件

番号	項目	件数
1	収入事務に係るもの	4
2	支出事務に係るもの	4
3	支払の時期に係るもの	3
4	調定の時期に係るもの	2
5	収入未済に係るもの	2
6	公印の管理に係るもの	1
7	財産の管理に係るもの	1

(4) 意見

(普通会計) 2件

番号	項目	件数
1	公金取引に係る詐欺事案に係るもの	1
2	贈収賄事案に係るもの	1

(公営企業会計) 1件

番号	項目	件数
1	経営に係るもの	1

<参考> 主な項目別処理区分

(普通会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済	0	11	34
調定額の誤り	3	9	8
調定の時期	1	1	13
調定の欠落	4	1	2
その他の収入事務	3	3	26
支払時期	3	14	21
契約事務	1	4	6
工事等の積算	0	5	1
その他の支出事務	5	9	5
財産の管理	0	1	16
個人情報等の紛失等	0	2	18
その他	4	4	19
計	24	64	169

(公営企業会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済	0	0	2
収入事務	0	0	6
支出事務	1	2	7
契約事務	0	5	0
財産の管理	3	1	1
その他	0	0	1
計	4	8	17

## II 財政的援助団体等監査

### 1 監査の実施状況

(1) 令和 5 年度の財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

また、出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。

### (2) 監査の実施時期

令和 6 年 9 月から令和 7 年 4 月

(3) 監査対象は令和 5 年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体は、  
①県の出資率が 25 パーセント以上の出資法人②県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校③県の補助金が 5 千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）④指定管理料が 5 千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）とし、このうち 53 団体について監査を実施した。

区分	監査対象 団体の数	監査実施団体の数		
		実地監査	書面監査	計
出資法人	31	17	14	31
私立高等学校	27	2	12	14
その他の援助 (補助) 団体	15	1	4	5
指定管理者	15	3	0	3
計	88	23	30	53

## 2 指摘事項等の概要

### (1) 件数

区分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資法人	31	1	4	4	0
私立高等学校	14	0	0	0	0
その他の援助 (補助) 団体	5	1	0	1	0
指定管理者	3	0	2	1	0
計	53	2	6	6	0

### (2) 主な事項

#### ア 指摘事項 2 件

番号	項目	件数
1	執行体制について、再発防止を求めたもの	1
2	経理処理について、適正な事務手続を求めたもの	1

#### イ 注意事項 6 件

番号	項目	件数
1	経営状況について、改善を求めたもの	2
2	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
3	収入未済の解消を求めたもの	1
4	食物アレルギーへの対応について、再発防止を求めたもの	2

#### ウ 指導事項 6 件

番号	項目	件数
1	契約事務に係るもの	2
2	収入未済に係るもの	2
3	経理処理に係るもの	1
4	個人情報に係るもの	1

### III 決算審査

#### 1 会計管理者所管の会計

##### (1) 審査の対象

令和 6 年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

令和 6 年度 千葉県一般会計  
令和 6 年度 千葉県特別会計財政調整基金  
令和 6 年度 千葉県特別会計県債管理事業  
令和 6 年度 千葉県特別会計地方消費税清算  
令和 6 年度 千葉県特別会計自動車税証紙  
令和 6 年度 千葉県特別会計市町村振興資金  
令和 6 年度 千葉県特別会計母子父子寡婦福祉資金  
令和 6 年度 千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業  
令和 6 年度 千葉県特別会計国民健康保険事業  
令和 6 年度 千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業  
令和 6 年度 千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金  
令和 6 年度 千葉県特別会計工業団地整備事業  
令和 6 年度 千葉県特別会計就農支援資金  
令和 6 年度 千葉県特別会計営林事業  
令和 6 年度 千葉県特別会計林業・木材産業改善資金  
令和 6 年度 千葉県特別会計沿岸漁業改善資金  
令和 6 年度 千葉県特別会計港湾整備事業  
令和 6 年度 千葉県特別会計土地区画整理事業  
令和 6 年度 千葉県特別会計奨学資金

##### (2) 審査の着眼点及び実施内容

令和 6 年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意するとともに、関係諸帳票、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

##### (3) 審査の結果及び意見

###### ア 審査の結果

各会計の決算その他関係書類については、法令に適合し、決算に関する計数は、関係諸帳票、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、いずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行等については、おおむね適正であると認められた。

## イ 審査の意見

### (ア) 決算の概要

#### a 決算総額

令和 6 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して 319 億 5,445 万余円（0.79 パーセント）増加し、4 兆 573 億 6,231 万余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して 129 億 1,336 万余円（0.33 パーセント）増加し、3 兆 9,843 億 549 万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で 82 億 9,304 万余円、特別会計では 18 会計の合計で 492 億 5,226 万余円の黒字となっている。

#### b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して 693 億 4,264 万余円（3.4 パーセント）増加し、2 兆 905 億 9,947 万余円となった。

この主な要因は、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症に係る交付金の減などにより 573 億 4,887 万余円減少した一方、法人二税や地方消費税の増などにより県税収入が 597 億 3,744 万余円増加して過去最高になったほか、地方交付税が 293 億 2,382 万余円増加したこと、繰入金が 208 億 7,327 万余円増加したことなどによるものである。

また、収入未済額は、前年度より 2 億 7,761 万余円減少し、令和 6 年度末現在は 133 億 6,818 万余円となった。

このうち、県税が前年度と比較して 3 億 5,292 万余円（3.3 パーセント）減少し、104 億 7,058 万余円であり、その大半を占めている。

#### c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して 702 億 401 万余円（3.5 パーセント）増加し、2 兆 678 億 2,993 万余円となった。

この主な要因は、新型コロナウイルス感染症に対応するための歳出の減などにより、衛生費が 330 億 6,732 万余円減少した一方、教育費が 398 億 4,148 万余円、総務費が 327 億 6,485 万余円増加したことなどによるものである。

#### d 特別会計（18 会計）

特別会計歳入総額は、前年度と比較して 373 億 8,819 万余円（1.9 パーセント）減少し、1 兆 9,667 億 6,284 万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が 392 億 286 万余円増加した一方、特別会計県債管理事業が 626 億 8,479 万余円減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して 8,411 万余円（12.7 パーセント）減少し、5 億 8,061 万余円となった。

特別会計歳出総額は、前年度と比較して 572 億 9,065 万余円（2.9 パーセント）減少し、1 兆 9,164 億 7,555 万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が 290 億 7,201 万余円増加した一方、特別会計県債管理事業が 626 億 8,479 万余円減少したことなどによるものである。

e その他

基金については、前年度と比較して 731 億 1,879 万余円（6.3 パーセント）増加し、23 の基金の総額は 1 兆 2,314 億 8,623 万余円となった。

(イ) 意見

a 財政状況について

令和 6 年度の一般会計の決算で、実質収支は 21 年連続の黒字となる。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率（普通会計ベース）については、社会保障関係経費が増加する一方、県税収入や地方交付税の増加等により、前年度の 96.7 パーセントから 94.5 パーセントになり、前年度比で 2.2 ポイント減少している。

なお、社会保障費などの義務的経費が引き続き増加するほか、今後も物価や金利の上昇が見込まれることや、米国の関税施策の影響などの懸念材料もあり、財政状況は厳しさを増すことも想定される。

こうした社会情勢の変化にも的確に対応するため、県税収入等の財源確保や事務事業の見直しを徹底するとともに、産業の振興や社会資本の整備を進め、経済の活性化による税収増加に繋げる好循環を生み出し、持続可能な財政構造の確立に努めていただきたい。

b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が 104 億 7,058 万余円と多額であり、また、不納欠損額が 7 億 7,774 万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。

税負担の公平性を保つためにも、主要税目である個人県民税の徵収に関する市町村支援など徵収体制の充実・強化、課税客体の的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入率の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

(b) 県税以外の収入未済額についても、28 億 9,759 万余円と多額であることから、「千葉県債権管理条例」（令和 5 年 3 月 17 日施行）や「債権管理適正化の手引」（令和 6 年 8 月改定）に基づき、法的措置を含めた債権回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けた取組を一層推進されたい。

なお、必要な対応を図ったものの回収が見込めないものについては、適切な処理を進めていただきたい。

(c) 県債残高については、建設地方債が増加に転じた一方、普通交付税の振替である臨時財政対策債等が減少したことにより、令和 6 年度の一般会計の県債残高は、前年度末と比べ 3.0 パーセント減少し、2 兆 8,420 億円となっている。

建設地方債について、後年度負担に配慮した計画的な発行に留意されたい。

c 一般会計歳出について

(a) 歳出については、危機管理や安全確保に取り組みながら、産業の振興や社会資本の整備など経済を活性化させる施策を着実に実行するため、引き続き事務事業の見直しを行い、最少の経費で最大の効果を上げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

(b) 翌年度繰越額は、前年度と比較して 114 億 6,353 万余円増加し、全体で 1,097 億 5,778 万余円と多額である。特に土木費の繰越額については 505 億 8,644 万余円、農林水産業費については 147 億 8,728 万余円、民生費については 124 億 8,549 万余円と多額となっているが、歳出予算については、本来、当該年度に執行することが原則であることから、繰越しの縮減に努められたい。

d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減、計画的な予算執行を図るとともに、貸付金・償還金等の収入未済の解消に努められたい。

また、翌年度繰越額は、全体で 37 億 2,541 万余円と多額であり、繰越しの縮減に努められたい。

e 契約について

契約については、令和 7 年 1 月から建設工事における一般競争入札の適用下限額が 2,000 万円に引き下げられた。

透明性及び公平性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

f 財産管理について

財産管理については、「千葉県県有建物長寿命化計画」(令和 5 年 3 月改定)に基づき、県が保有する庁舎等の施設の長寿命化の取組を推進し、維持・更新費の軽減・平準化を図られたい。

また、未利用県有地等について、財源確保に加え県有資産の有効活用の観点から、売却可能な資産については処分を促進するとともに、利活用についても検討されたい。

併せて、県有地の不法占有については、早急に解消されたい。

g 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理について十分な監督・指導を行われたい。

## 2 公営企業管理者所管の会計

### (1) 審査の対象

令和6年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

令和6年度 上水道事業会計

令和6年度 工業用水道事業会計

令和6年度 造成土地管理事業会計

令和6年度 病院事業会計

令和6年度 流域下水道事業会計

### (2) 審査の着眼点及び実施内容

令和6年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第3条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳票、証書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

### (3) 審査の結果及び意見

#### ア 審査の結果

審査に付された決算書及び附属書類は、全ての会計について、その計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

また、予算の執行等については、一部に改善すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

#### イ 審査の意見

##### (ア) 全事業会計共通事項

###### a 意見

(a) 各公営企業会計においては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則にのっとり、企業の経済性を發揮するとともに、施設の老朽化や経営状況の悪化等の事業運営上の諸課題に的確に対応し、健全な経営に努められたい。

(b) 契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

(c) 各公営企業会計における経営状況等を的確に把握できるよう、会計の原則にのっとり、適正な会計処理の徹底に努められたい。

(d) 支出負担行為及び支払の遅延等が多数認められたほか、行政財産使用料を誤って全額免除した事案も複数確認されたところである。

事務処理に適正を欠く事例が依然として多く認められることから、改めて「千葉県コンプライアンス基本指針（平成 22 年 3 月制定）」を徹底させるとともに、「事務ミス未然防止・再発防止に向けて（平成 28 年 3 月策定）」や、「令和 7 年度千葉県企業局コンプライアンス推進の取組」を活用して、所属におけるチェック体制の改善、見直しを図り、内部けん制が十分に機能するよう努められたい。

#### （イ）上水道事業会計

##### a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、収益的収入が 851 億 8,342 万余円で、収益的支出が 759 億 6,338 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 240 億 5,582 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 642 億 8,934 万余円となった。

次に、損益については、収益は給水収益等で 776 億 2,756 万余円、費用は原水及び浄水費等で 727 億 9,815 万余円となり、純利益が前年度に比べ 9 億 9,812 万余円減の 48 億 2,941 万余円となった。

収益は、給水収益が増加したことなどにより前年度に比べ 11 億 2,427 万余円増加している。

一方、費用は、減価償却費が増加したことなどにより前年度に比べ 21 億 2,239 万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ 17 億 2,254 万余円減の 431 億 4,654 万余円となった。

##### b 意見

(a) 長期的にも大幅な給水収益の増加が難しい中で、老朽化の進行に伴い多額の施設更新費用が見込まれているので、今後も収支バランスに留意し、健全経営の確保に努められたい。

(b) 今後も老朽化が進む浄・給水場の施設、設備及び管路について、「千葉県営水道事業長期施設整備方針（令和 3 年度～令和 32 年度）」に基づき、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な更新・整備を進められたい。

また、事業推進の根幹となる「千葉県営水道事業中期経営計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」についても、引き続き着実に取り組まれたい。

(c) 庁舎の長寿命化対策を進める上で、ICT の活用による業務の見直しなど業務環境の変化を勘案するとともに、組織等の将来を見据え、施設の在り方や最適配置などの検討を進められたい。

(d) 水道料金の未収金については、キャッシュレス化の更なる推進により、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、「水道料金徴収業務マニュアル」等に基づいた債権回収強化に取り組まれたい。

また、転居等により回収困難となった債権などについては、債権管理条例に基づき、早期の債権放棄に向け、関係部署と協議を進めながら適切な処理に努められたい。

(e) 資金管理について、経済情勢や金融動向を注視し、管路の更新・耐震化、施設整備等、将来負担の増加に備え、計画的な企業債の借入れ及び適正な資金運用など、更なる効果的な管理に努められたい。

#### (ウ) 工業用水道事業会計

##### a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、収益的収入が 139 億 9,726 万余円で、収益的支出が 121 億 5,501 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、他会計出資金等の資本的収入が 46 億 46 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 98 億 3,532 万余円となった。

次に、損益については、収益は給水収益等で 128 億 5,138 万余円、費用は浄配水費等で 116 億 902 万余円となり、純利益が前年度に比べ 1 億 2,347 万余円増の 12 億 4,235 万余円となった。

収益は、給水収益が減少したことなどにより、前年度に比べ 5,298 万余円減少している。

一方、費用は、浄配水費が減少したことなどにより、前年度に比べ 1 億 7,646 万余円減少している。

また、資金残高は、前年度に比べ 8 億 1,342 万余円増の 391 億 8,806 万余円となった。

##### b 意見

(a) 営業費用の減少などにより、前年度と比較して当期純利益が増加しているものの、今後、施設の維持管理費や、更新・耐震化に伴う建設改良費の増加が見込まれることから、引き続き、安定的な経営に努められたい。

また、房総臨海地区工業用水道事業における、造成土地管理事業会計からの借入金についても、計画的な返済に努められたい。

(b) 工業用水道事業施設においては、老朽化が著しく進行している。

施設の更新や耐震化については、現在、「千葉県工業用水道事業中期経営計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」及び「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画（平成 30 年度～令和 39 年度）」に基づき進められているところであるが、一部事業に遅れが生じていることから、より一層の事業の進捗を図り、工業用水の安定給水に努められたい。

(c) 令和 6 年度をもって造成土地管理事業会計からの出資金受入れが終了し、企業債の発行による企業債残高の大幅な増加が見込まれることから、費用の削減や資金確保に努められたい。

(エ) 造成土地管理事業会計

a 決算の状況

造成土地管理事業会計における収益的収支決算額は、収益的収入が 92 億 194 万余円で、収益的支出が 79 億 1,066 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、貸付金収入等の資本的収入が 15 億 6,311 万余円で、他会計への出資金等の資本的支出が 84 億 3,665 万余円となった。

次に、損益については、収益は土地分譲収益等で 91 億 8,542 万余円、費用は一般管理費等で 78 億 7,113 万余円となり、純利益が前年度に比べ 69 億 752 万余円減の 13 億 1,428 万余円となった。

収益は、土地分譲収益が減少したことなどにより、前年度に比べ 66 億 355 万余円減少している。

一方、費用は、一般管理費が増加したことなどにより、前年度に比べ 3 億 396 万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ 33 億 1,691 万余円減の 1,040 億 4,187 万余円となった。

b 意見

(a) 「千葉県造成土地管理事業経営計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」に基づいた未処分土地の分譲等については、県や市町村等の動向や土地需要に注視しつつ、取組を継続されたい。また、全体的な資金収支のバランスに留意しながら、適正かつ効率的な事業運営に努められたい。

(b) 処分が困難な土地については、分譲可能性のある土地を見極め、処分に向けた取組を行うとともに、処分までに時間を要する土地については、適切な用地管理を継続されたい。

(オ) 病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は収益的収入が 558 億 1,812 万余円で、収益的支出が 615 億 7,979 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 46 億 2,365 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 66 億 6,794 万余円となった。

次に損益については、収益は入院収益等で 556 億 7,999 万余円、費用は給与費等で 614 億 5,749 万余円となり、純損失が前年度に比べ 21 億 3,917 万余円増の 57 億 7,750 万余円

となり、引き続き赤字となった。

また、未処理欠損金は令和 6 年度末で 366 億 6,930 万余円となっている。

収益は、国庫補助金が減少したことなどにより、前年度に比べ 2 億 5,174 万余円減少している。

一方、費用は、給与費が増加したことなどにより、前年度に比べ 18 億 8,742 万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ 9 億 6,893 万余円増の 22 億 1,004 万余円となった。

#### b 意見

(a) 令和 6 年度においては、がんセンターなど 4 病院において赤字を計上したことから、11 年連続で純損失を計上し、当年度未処理欠損金は年々増加している。

こうした状況を十分認識した上で、確実に経営改善が図られるよう実効性のある対策を講じられたい。

(b) 令和 6 年度は、前年度と比較して、医業収益は横ばいとなったものの、給与改定に伴う給与費の増加や減価償却費の増加により、純損失が増加している。

令和 14 年度末の収支黒字化を目指とする経営強化プランが策定されたところであるが、その目標達成には、収益確保や費用削減等の絶え間ない経営努力が必要と考えられる。

また、現時点においては、原価計算システム等による経営分析結果を収支構造の改善に活用できる状態にあるとはいえないことから、引き続きシステムの活用方法を検討するとともに、外部人材の活用により具体的な経営改善方法を検討する等、経営状況の改善に努められたい。

(c) 医業未収金については、依然として多額の状況であることから、各病院が業務委託を活用しながら効率的かつ効果的に債権回収に取り組むことができるよう、必要な管理や指導を行われたい。また、破綻更生債権が多額であることから、債権管理条例に基づき、適切な処理を進められたい。

#### c 改善すべき事項（欠損金が多額で債務超過となっており、経営改善を求めるもの）

No.	会 計 名	改 善 す べ き 事 項
1	病院事業会計	令和 6 年度病院事業会計に係る決算については、入院患者数の増加等により医業収益を増加させることができた一方、給与改定に伴う人件費の増加や減価償却費の増加等により、純損失は昨年度から約 21 億円増加し、約 58 億円となっている。 また、平成 26 年度以降 1 年連続で純損失を計上しており、その結果、令和 6 年度末の未処理欠損金は約 367 億円となり、約 92 億円の債務超過

	<p>となった。今後の企業債の償還及び一般会計からの長期借入の返済時期を迎えるに当たり、厳しい状況となっている。</p> <p>このため、原価計算システムによる経営分析結果や外部人材の有効活用を行い、更なる収益の確保と費用の節減に努めるなど、実効性のある経営改善を行い、経営基盤の強化を早期に行われたい。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### (カ) 流域下水道事業会計

##### a 決算の状況

流域下水道事業会計における収益的収支決算額は、収益的収入が 343 億 7,078 万余円で、収益的支出が 341 億 288 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、国庫補助金等の資本的収入が、105 億 9,568 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 119 億 6,211 万余円となった。

次に、損益については、収益は維持管理費負担金等で 323 億 2,753 万余円、費用は処理場費等で 321 億 6,367 万余円となり、純利益が前年度に比べ 9,023 万余円減の 1 億 6,386 万余円となった。

収益は、維持管理費負担金が減少したことなどにより前年度に比べ 2 億 3,764 万余円減少している。

一方、費用は、処理場費が減少したことなどにより前年度に比べ 1 億 4,741 万余円減少している。

また、資金残高は、前年度に比べ 66 億 877 万余円増の 129 億 4,666 万余円となった。

##### b 意見

(a) 将来にわたって事業を継続していくためにも、経営状況を適切に把握し、業務コストの削減を行うなど、経営基盤の強化を図り、安定した事業運営に努められたい。

(b) 老朽化が進行する下水道施設に対して、「千葉県流域下水道ストックマネジメント計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」に基づき、「持続的な機能の確保」と「ライフサイクルコストの低減」に取り組んできたところであるが、交付金の減少等により当計画の進捗に遅れが見られた。第 2 期計画（令和 7 年度～令和 11 年度）においては、工事の優先順位の設定や予算配分の検討などの進捗管理を行うとともに、必要な交付金の確保に取り組むなど、引き続き計画の推進に努められたい。

(c) 下水道管路の老朽化が進行していることから、下水道法に基づく定期点検について、引き続き、計画的かつ確実な点検を行うとともに、下水道管路の重点調査結果も活用し、下水道管破損による漏水事故等の防止に努められたい。

## IV 例月出納検査

---

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回（実地検査1回、書面検査11回）実施し、いずれも適正であることを確認した。

## V 基金運用状況審査

### 1 審査の実施状況

#### (1) 審査の対象

令和 6 年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

令和 6 年度 千葉県土地開発基金

令和 6 年度 千葉県美術品等取得基金

#### (2) 審査の着眼点及び実施内容

令和 6 年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨に沿って適正で、かつ、効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳票、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行った。

#### (3) 基金の運用状況

##### ア 土地開発基金

令和 6 年度末の基金現在高は、1,800,000,000 円で、その内訳は、貸付金 1,400,000,000 円、現金 400,000,000 円である。

##### イ 美術品等取得基金

令和 5 年度末の基金現在高は、2,000,000,000 円で、その内訳は、現金 2,000,000,000 円である。

### 2 審査の結果及び意見

#### (1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳票、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認められた。

#### (2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正であると認められた。

## VI 健全化判断比率等審査

### 1 健全化判断比率審査

#### (1) 審査の対象

令和 6 年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

#### (2) 審査の着眼点と実施内容

健全化判断比率審査に当たっては、

- ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。
  - イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。
  - ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

#### (3) 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和 6 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	— %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	7.6 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	101.3 %	400.0 %	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

### 2 資金不足比率審査

#### (1) 審査の対象

令和 6 年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

#### (2) 審査の着眼点と実施内容

資金不足比率審査に当たっては、

- ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。
- イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。
- ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

### (3) 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会計名	令和6年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 港湾整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業団地整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 造成土地管理事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 流域下水道事業会計	— %	20.0 %

## VII 内部統制評価報告書審査

### 1 内部統制評価報告書審査の概要

#### (1) 審査の対象

令和6年度千葉県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）

#### (2) 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、知事が作成した報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを、以下の観点から検討を行い審査するものである。

##### ア 評価手続に係る記載の審査

（ア）内部統制対象事務について網羅的に評価されているか

（イ）評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか

##### イ 評価結果に係る記載の審査

（ア）重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか

（イ）重大な不備は是正されているか

#### (3) 審査の実施内容

報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「千葉県監査委員監査基準」及び「令和6年度内部統制評価報告書の審査計画」に基づき、千葉県内部統制基本方針、令和6年度千葉県内部統制評価計画、内部統制推進部局の発出通知、内部統制3様式（作業一覧表、業務全体フロー図及びリスク評価シート）等の関係書類の確認、内部統制推進部局及び評価部局からの聴き取りのほか、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用して審査を行った。

### 2 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

#### (1) 特記事項

##### ア 重大な不備について

今回の報告書では、以下の2件について、運用上の重大な不備が認められ、内部統制が有効に運用されていないと判断しており、審査過程で明らかになった事実とその評価を付記する。

### ① 故意による生活保護費の不適正支給

健康福祉部職員が、所属の決裁を得ないで、一部の被保護世帯に生活保護費を過支給するという不適切な事務処理については、是正措置として、担当職員が決裁を得ずに支給することができない事務処理方法に変更するとともに、関係職員に対し、コンプライアンスについて再度徹底することとしている。

生活保護費の不適正支給額に関して、評価基準日までに、最終的に回収すべき額を決定するまでには至っておらず、今後、精査を進めていくことで回収すべき額の確定、それを踏まえた調定等の会計処理及び請求行為等を実施する予定であることを確認した。

### ② 条例に基づかない使用料の日割運用

港湾施設用地占用料の算定にあたり、条例では、使用期間が1月未満の場合であっても月額で使用料を徴収することとなっていたにも関わらず、必要な条例改正をしないまま、平成15年3月土木部長発運用通知に基づき、日割計算により使用料を徴収していた。

当該事案については、是正措置として、令和6年度中に条例を改正し、日額の使用料で徴収していた運用実態との乖離を解消するとともに、同種の事案の発生が予見される場合においては、条例の運用に係る通知を発出する際、当該内容が条例と適合しているか、条例改正が必要な内容となっていないか、確認を徹底することとしている。

条例に基づかない日割運用に関して、是正措置として講じた令和6年度中の条例改正により、内部統制の整備上の不備は評価基準日までに解消しているものと判断できる。

いずれの事案についても、このような事態を二度と発生させないよう、講じられた再発防止策等が適切に機能しているか、各所属での自己点検や監察等により十分に検証していただきたい。

また、上記①については、確認作業に担当職員以外の職員を関与させることで再発防止を図っており、一定の牽制効果が期待される。

なお、人的な確認には自ずと限界があることから、システム改修を含めた更なる非違行為の抑止対策も検討していただきたい。

#### イ 事務誤りの防止について

令和6年度会計定期監査において、依然として多数の事務手続の誤りが認められた。内部統制上の重大な不備につながることも懸念されることから、今後の制度の運用において、以下の点について、特に留意していただきたい。

##### (ア) 入札事務の適正化

複数の所属において、工事の積算誤りや最低制限価格の適用誤り等が散見されていることから、これまでの研修やチェックシートによる確認などの再発防止策が十分に機能していないと考えられる。実際にリスクが発現すると、入札結果や事業進捗への影響など

重大な事態となることから、入札事務の適正化のため、実効性の高い更なる改善策が必要である。

(イ) 財務事務の適正化

多くの所属において、財務事務の誤りが依然として認められており、中には繰り返し同様の誤りが発生している所属も認められた。特に、不備の発生件数が多い支払事務や調定事務などについては、より一層の適正化を進めていく必要がある。

(ウ) 組織としてのチェック体制等の確立

事務手続の誤りを防止するには、人の目によるチェックのみでは限界があるため、確認・点検作業におけるデジタル技術の活用を進めるなど、効率的なチェック体制等を確立する必要がある。

ウ 重大な不備の判断基準の具体化について

重大な不備の判断に当たっては、リスクの発生範囲や社会的な影響の程度などを踏まえ、総合的に判断することとしているが、県民に説明責任を果たすためには、定量的で具体的な判断基準に基づき、より透明性の高い評価を行う必要がある。

なお、県の業務は多岐にわたり、その特性等も異なることを踏まえた上で、重大な不備の判断基準の具体化について検討していただきたい。

エ 内部統制制度の定着について

内部統制制度については、これまでの取組により自ら不備を把握し、不備が生じた際は改善・是正を行う一連の対応が浸透するなど、一定程度の定着が見られる。

また、次年度に向けた取組として、発現しやすいリスクに焦点を当てた内部統制への見直しや内部統制 3 様式の整備負担の軽減を行った。

今後、見直しの効果検証を適宜実施し、内部統制の実効性を高めていく必要がある。

(2) 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、職員一人一人が、制度の内容や、基本方針、整備・運用方針等について、十分に理解して取り組むことが不可欠である。

内部統制によるリスクマネジメントを有効に機能させるためには、発現した不備の発生原因を正確に把握し、適切な再発防止策を講じるなど、不備の発生を未然に防止する仕組みづくりに組織全体で継続的に取り組む必要がある。

内部統制制度の理解・定着のための効果的な研修の実施や、主務課等の役割の明確化によるリスク発現の低減を図るとともに、発現しやすいリスクに焦点を当てた内部統制への見直しの効果を検証し、実効性のある内部統制体制の確立に努めていただきたい。

## **VIII 住民監査請求**

---

### **1 住民監査請求の概要**

「住民監査請求」は地方自治法第 242 条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

### **2 監査の結果**

令和 6 年度は 4 件の請求があったが、いずれも地方自治法に定められた要件を備えていない請求であったため、監査を実施していない。

## **IX 外部監査**

### **1 外部監査の概要**

外部監査は、平成 11 年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、令和 6 年度は、2 に記載の者と包括外部監査契約が締結され、包括外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

### **2 包括外部監査人**

公認会計士 松本 達之

### **3 包括外部監査のテーマ・監査対象**

#### **(1) 監査テーマ**

「公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について」

#### **(2) 監査対象**

総務部政策法務課

健康福祉部健康福祉指導課、児童家庭課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課、医療整備課

環境生活部廃棄物指導課、ヤード・残土対策課

商工労働部経済政策課、経営支援課

農林水産部団体指導課、環境農業推進課

県土整備部用地課、道路整備課、道路環境課、河川環境課、港湾課、公園緑地課、住宅課

企業局管理部業務振興課

企業局水道部浄水課、給水課

企業局土地管理部土地事業調整課

病院局経営管理課

教育庁企画管理部教育総務課、財務課

教育庁教育振興部児童生徒安全課

県警本部交通部交通指導課

### **4 包括外部監査の結果の公表**

包括外部監査の結果は、千葉県報（令和 7 年 3 月 11 日第 14022 号）に掲載し公表した。

また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

（アドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>）

【資料】

1 監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	小倉 明	令和4年4月1日	—	常勤 代表監査委員
	川口 明浩	令和6年4月1日	—	非常勤
議選委員	伊藤 昌弘	令和6年7月10日	—令和7年6月25日	非常勤
	實川 隆	令和7年6月26日	—	非常勤
	坂下しげき	令和6年12月12日	—	非常勤

# 令和6年度監査計画

(令和6年7月17日決定)

千葉県監査委員監査基準第7条第1項の規定により、令和6年度監査計画を次のとおり定める。

## 1 基本的考え方

千葉県監査委員監査基準に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査を行うものとする。

監査を効率的かつ効果的に行うため、事務事業のリスクの内容及び程度を踏まえた上で重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備及び運用の取組状況・取組結果を踏まえて監査を行うものとする。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、わかりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

## 2 重点監査事項

### (1) 財務事務について

#### ア 収入未済に係る債権管理等について

普通会計及び公営企業会計における収入未済は依然として多額にのぼっており、歳入の確保や県民負担の公平性だけでなく、行政コストの適正化という観点からも解消に向けた取組を進める必要がある。

そこで、行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、千葉県債権管理条例に基づき解消に向けた手続等が適正に講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているか、公営企業会計における破産更生債権等については、その管理が適正に行われているかを確認する。

#### イ 工事の執行について

公共工事等は、社会資本の整備を目的としたものであり、適正な執行がされない場合には、県財政だけでなく、県民生活へ及ぼす影響が懸念される。

そこで、契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況と併せ、進行管理の徹底による繰越しの縮減に努めているかを確認する。

#### ウ 契約事務について

契約事務は、行政運営における重要かつ基本的な事務処理であり、公平性・透明性・経済性の観点からも、関係法令等を遵守し、適正かつ円滑に実施していくことが求められる。

そこで、契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

## 2 令和6年度監査計画

### エ 財産の管理等について

県が保有する財産は、県民から負託された重要な資産であり、その取得、使用、管理及び処分について適正に行なうことが求められる。

そこで、財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行なわれているか、その財産が有効に活用されているかを確認する。

特に未利用県有地については、売却処分の状況と併せ、利活用の検討状況を確認する。

### (2) 適正な事務執行について

県政に対する信頼確保のためには、適正な事務執行が求められるが、個人情報の漏えい等県民生活に影響が懸念される事例のほか、支出負担行為や調定の遅延等の事務処理に適正を欠く事例が依然として多く認められている状況にある。

そこで、以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が組織的に図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数の職員での確認や事務進捗管理等の徹底

また、不適正な経理処理を防止するため、デジタル技術を活用した取組等が進められ、それらが効果を上げているかを確認する。

### (3) 事務事業の効果的な実施について

県が行なう事務事業の複雑・多様化や高度化に対し、監査機能を十分に発揮するため、専門性の高い部分に重点化したより質の高い監査を行っていくことが求められている。

そこで、本庁等の定期監査では、事務事業について、所期の目的が達成されているか、効果を挙げているか、必要性は失われていないかなどの観点から確認を行う。

## 3 実施方法等

### (1) 定期監査

- ア 対象期間は原則として令和6年度とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行を対象に監査を実施する。
- イ 監査を効果的に実施するため、普通会計・公営企業会計とともに、重点監査事項及び各監査対象機関における課題に重点を置いて実施する。
- ウ 実施方法・実施体制は、表1のとおりとし、監査対象機関は、表2のとおり令和6年4月1日現在の489機関とする。
- エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

## 2 令和6年度監査計画

### (2) 隨時監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

### (3) 行政監査（テーマ型）

事務の執行について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

### (4) 財政的援助団体等監査

ア 対象期間は原則として令和5年度とし、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認するとともに、公社等外郭団体関与方針を勘案した監査を実施する。

イ 監査対象機関は、次のとおりとする。

- ①県の出資比率が25%以上の出資法人
- ②県の補助金が3億円以上の私立高等学校
- ③県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）
- ④県の委託料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

ウ 実施方法・実施体制は、表3のとおりとし、監査対象機関は、表4のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

### (5) 決算審査

#### ア 普通会計

令和6年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

#### イ 公営企業会計

令和6年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

## 2 令和6年度監査計画

- ウ 対象会計は、以下のとおりとする。
  - ・会計管理者所管の一般会計、18特別会計及び22基金
  - ・公営企業管理者所管の4特別会計、1基金及び企業局共通勘定
  - ・知事所管の1特別会計
- エ 実施方法・実施体制は、本庁等の定期監査と同様とする。
- オ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

### (6) 例月出納検査

- ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として検査を実施する。
- イ 検査対象は、決算審査と同様とする。
- ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。
- エ 検査は、月間の監査等計画で担当する監査委員を定めて実地検査を年1回（12月）及び書面検査を年3回（6月、9月、3月）実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

### (7) 基金運用状況審査

- ア 令和6年度における基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、実施方法・実施体制は、本庁等の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

### (8) 健全化判断比率等審査

- ア 令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象会計及び実施方法・実施体制は、決算審査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

### (9) 内部統制評価報告書審査

- ア 知事が作成した内部統制評価報告書について、審査計画に基づき、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施する。
- イ 審査対象は財務に関する事務とし、実施方法・実施体制は、本庁等の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

## 2 令和6年度監査計画

### 4 監査日程等

監査等の目的及び規模に応じて、監査等の具体的な日程、担当する監査委員等を、月間の監査等計画で定める。

### 5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種類		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本庁等	普通会計 公営企業会計	令和7年8月 令和7年7月
		出先機関等	令和6年9月～令和7年7月
			令和6年11月、 令和7年1月・6月・9月
財政的援助団体等監査			令和6年9月～令和6年12月
決算審査	普通会計	令和7年8月	令和6年11月、 令和7年1月
	公営企業会計	令和7年7月	令和7年9月
例月出納検査		原則として毎月25日とし、当該日以外に実施する必要がある場合は、月間の監査等計画で定める日	令和6年11月、 令和7年1月・6月・9月
基金運用状況審査		令和7年8月	令和7年9月
健全化判断比率等審査		令和7年8月	令和7年9月
内部統制評価報告書審査		令和7年8月	令和7年9月

### 6 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、上記5に記載する報告・公表時期に知事等へ提出とともに、県報登載により公表する。併せて、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、分かりやすく公表を行う。

また、講じた措置の内容についても同様に公表を行う。

### 7 監査結果のフォローアップ

- (1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、措置状況の報告を速やかに求める。
- (2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

## 2 令和6年度監査計画

表1 定期監査の実施方法・実施体制

監査対象機関		実施周期	実施方法
本 庁 等			
出先機関等	農林水産部、県土整備部及び企業局の一部出先機関並びに病院局の出先機関	毎年	実地
	その他の出先機関等		実地又は書面

実施体制：本庁等の実地監査は、原則、監査委員全員により実施する。

出先機関等の実地監査は、原則、監査委員2名により実施する。

書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※実施方法・実施体制は変更する場合がある。

表2 定期監査の監査対象機関数

区分	監査対象 機 関 数	実 施 方 法			計
		実地監査	書面監査		
普通会計	本 庁 等	113	113	—	113
	出先機関等	337	64	273	337
	計	450	178	273	450
公営企業会計	本 庁 等	14	14	—	14
	出先機関等	25	10	15	25
	計	39	23	15	39
合計	本 庁 等	127	127	—	127
	出先機関等	362	74	288	362
	計	489	201	288	489

※本庁等の下水道課は、普通会計と公営企業会計の両方に属するため両方で計上している

## 2 令和6年度監査計画

表3 財政的援助団体等監査の実施方法・実施体制

監査対象機関		実施周期	実施方法
特別法に基づき設立された法人			
出資法人	県の出資率75%以上	毎年	実地
	同 25%以上75%未満		実地又は書面
	同 100%		実地
	同 25%以上100%未満		
援助団体	私立高等学校	3億円以上の補助金交付高等学校	2年毎
		3億円未満の補助金交付高等学校	随時
	その他の援助団体		
指定管理者			実地

実施体制：実地監査は、原則、監査委員2名により実施する。

書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※実施方法・実施体制は変更する場合がある。

表4 財政的援助団体等監査の監査対象機関数

区分	監査対象機関数	実施方法		
		実地監査	書面監査	計
出資法人	31	17	14	31
私立高等学校	27	2	12	14
その他の援助(補助)団体	15	0	5	5
指定管理者	15	3	0	3
計	88	22	31	53

### 備考

- 1 本庁等は、次に掲げるものをいう。

千葉県組織規程第4条、千葉県企業局組織規程第2条第1項、千葉県病院局組織規程第3条第1項、千葉県教育委員会行政組織規則第16条第2項及び千葉県警察基本条例第3条に規定する機関並びに千葉県議会事務局組織規程に規定する議会事務局、千葉県監査委員事務局組織規程に規定する監査委員事務局、千葉県人事委員会事務局組織規程に規定する人事委員会事務局、千葉県労働委員会事務局組織規則に規定する労働委員会事務局、千葉海区漁業

## 2 令和6年度監査計画

---

調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程第2条の海区漁業調整委員会事務局及び千葉県収用委員会事務局の設置及び組織に関する規則第2条の収用委員会事務局

2 出先機関等は、次に掲げるものをいう。

千葉県組織規程第5条及び千葉県財務規則第2条第4号、千葉県企業局組織規程第2条第3項及び千葉県病院局組織規程第3条第2項に規定する出先機関並びに千葉県教育委員会行政組織規則第2条第1号に規定する教育機関及び同規則第16条第2項に規定する教育事務所並びに千葉県警察基本条例第8条に規定する警察署

3 出資法人は、県が資本金、基本金その他これに準ずるもので4分の1以上を出資している法人をいう。

4 援助団体は、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償又は利子補給その他の財政的援助を与えているものをいう

## **千葉県の監査－令和6年度版－**

---

---

令和7年12月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区市場町1－1 千葉県庁南庁舎6階

電話：043-223-3727 FAX：043-222-5233

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>